

2023年7月

「佐賀空港オスプレイ等配備に反対する裁判を支援し、 地権者とともにたたかう市民の会」設立及び参加の呼びかけ

呼びかけ人 【団体】佐賀空港への自衛隊オスプレイ等配備反対地域住民の会

【個人】太田記代子（医師・元保健所長）

小森 陽一（九条の会事務局長・東京大学名誉教授）

西山 水木（俳優・演出家）

野中 宏樹（鳥栖キリスト教会牧師）

平方 宣清（太良町漁業者）

吉岡 剛彦（佐賀大学教育学部教授）

（以下別紙記載の者）

第1 呼びかけの趣旨

「佐賀空港オスプレイ配備計画等に反対する裁判を支援し、地権者とともにたたかう市民の会」（略称「オスプレイ裁判支援市民の会」、以下「市民の会」という）に多くの市民の皆さんの参加を呼びかけます。

第2 呼びかけの理由

2014（H26）年7月、国から佐賀空港の自衛隊使用要請（目達原駐屯地所属ヘリコプター50機の移駐と陸自オスプレイ17機の配備）がありました。しかし、この要請は、これまでの佐賀空港の民間空港としての利用とは全く異なるものです。

すなわち、佐賀空港の建設計画は、1969（S44）年にはじまりましたが、産業誘致・近代化等の建設推進のうたい文句の反面、漁業環境の悪化や生活環境の悪化等の懸念があり、漁業者をはじめ地元住民の激しい反対闘争がありました（第1次～第3次）。

佐賀空港は結果として、1989（H1）年に着工、1998年（H10）に開港となりましたが、建設同意の際に、当時の地元の8漁協は佐賀県との間で公害防止協定を締結しました。その覚書付属資料の中で、県は「自衛隊との共用はしない」と明記しました。これは、当時戦争体験者である漁協の指導者らの「自衛隊が使う＝軍用空港となるのであれば攻撃目標になる。それは絶対に許されない」という思いが結実したものでした。その平和への思いは、長年引き継がれ、2010（H22）年

の米軍普天間飛行場の佐賀空港への移設に反対する県議会や佐賀市議会決議でも上記公害防止協定の精神を根拠としていました。

ところが、昨年 11 月にその公害防止協定を佐賀県有明海漁協が見直し、かつ、本年 5 月には自衛隊駐屯地建設予定地の地権者（254 名）の団体とされる「国造棚 60ha 管理運営協議会」が全員合意ではなく 3 分の 2 以上の賛成の決議で売却を決定し、国と漁協との間で売買契約を締結してしまいました。

この度の佐賀空港に隣接した自衛隊の基地の建設は、水陸機動団のオスプレイ配備にとどまらず、反撃能力の保有までいわれる今日において、南西諸島防衛・台湾有事も見越した強い攻撃性をも有する軍用空港化そのものです。自衛隊と米軍との一体化が進む現在、「米軍は常駐しない」と言っても日米共同訓練で米軍が来ることは必至です。

佐賀空港への自衛隊基地の建設は、漁業者・地権者の問題であるだけでなく、広く佐賀平野（筑紫平野）及びその周辺住民の生活にも多大な影響を及ぼす問題です。平和を願う日本中の人々の問題でもあります。私たちは、佐賀空港のオスプレイ等配備及び軍用空港化に反対し、土地を売らないと言っている地権者の皆さんの思いを知っています。それら地権者の方々は、①平和への思い（軍事的緊張のなか攻撃目標にされる危険が高まる、オスプレイの危険や環境公害性等）、②諫早干拓で傷つけられた有明海及び筑後川周辺流域の漁業環境のさらなる悪化の防止（排水対策問題や持続可能な漁業の確保）、③平和を基礎とする佐賀の生活環境の確保（バルーンが飛ぶ空、ラムサール条約湿地に登録された東よか干潟、子どもの育つ環境等）の思いで行動し、この度裁判に立ち上がるものです。これは、土地の売却に反対する地権者らがその有する土地所有権に基づき、国を被告として自衛隊基地の建設差止めを求める裁判です。

私たちは、「平和に暮らしたい」「有明海を守りたい」と思っています。佐賀空港の軍用空港化がまさに私たち自身の問題であるとの当事者意識を共有するからこそ、地権者の方々の思いに共鳴して、その裁判を支え、ともにたたかう市民の会を結成します。もちろん、佐賀空港の地元に住居し生活・生業をする地権者の皆さんが国に対して裁判をすることの苦労や苦悩が多大であることにも私たちは思いをいたし、ともにたたかう決意です。

以上から、住所・国籍等を問わず、多くの皆さんの市民の会への参加を呼びかけます。

（添付資料） ①市民の会規約案 ②地権者の決意 ③入会申込書